

Mīmāṃsā 学派の parisaṃkhyā 論

倉 田 治 夫

Mīm (āṃsā 学派) の様々な vidhi 分類法の中に、vidhi を apūrvavidhi (= 狭義の vidhi), niyamavidhi (=niyama), parisaṃkhyāvidhi (=parisaṃkhyā) の3種とする分類法がある¹⁾。この中の parisaṃkhyāvidhi に焦点を当て、Mīm の聖典解釈体系の中の śruti-lakṣaṇā 理論に基づく一問題として捉えてみたい。

1. 〈parisaṃkhyā〉という語の Mīm 的解釈 〈parisaṃkhyā〉という語は、字義通りには「遺漏なき列挙」といつた意味に解されるが、Mīm の術語としては「列挙されたものの以外の排除」という意味を持たされている²⁾。

MS 補注) においては、複合語のメンバーとして用いられている場合を含めて、parisaṃkhyā という形で6箇所³⁾、parisaṃkhyāna という形で2箇所⁴⁾に見出すことができるが、どの程度熟した術語として使用されているかは、俄かには決し難い。しかし、例えばMS X. 7.6 に見出される用例では、この語を「排除」を意味するものと考えなければ全体の意味が通じなくなる⁵⁾。

ŚBh補注) においては、parisaṃcakṣāṇa⁶⁾ 等の形をも含め、80 回余り「排除」の意味で使用されているが、その多くは、基本的祭式 (prakṛtiyāga) の諸細目が派生的祭式 (vikṛtiyāga) において除外されるという、〈bādha〉を扱う MS 第10章の注解部に見出され、parisaṃkhyā の持つ「否定」的性格を浮き上がらせている⁷⁾。

1) M (imāṃsā) P (aribhāṣā), N (irṇaya) S (āgara) P (ress), Bombay, 1950 p. 7. Śabara, Kumārila の時代では括弧内の呼称を使用 Cf. TV補注) I, 2, 34: p. 60: vidhir ity atyantam aprāpte niyamaḥ pākṣike sati, tatra cānyatra ca prāpte parisaṃkhyeti kīrtiyate. 本稿では原則として括弧内の呼称に統一して論述する。2) 後期綱要書では parisaṃkhyāvidhi を「同時に確立している二者の内の一方を排除する vidhi」と定義。See M (imāṃsā) N (yāya) P (rakāśa), ed. by F. Edgerton, New Haven, Yale Univ. 1929, § 244, p. 245: ubhayasya yugapat prāptāv itaravyāvṛttiparo vidhiḥ; MP p. 7: dvayoḥ samuccitya prāptāv itaranivṛttiphalako vidhiḥ. etc. 3) I. 2. 34; VII. 3. 22; X. 5. 39; X. 7. 4; X. 7. 6-7. 4) III. 7. 32; X. 7. 6. 5) āṃsaśiro'nūkasakthipratishedhaś ca tadanyaparisaṃkhāne'narthakaḥ syād... これは hṛdasyāgre'vadyati, jihvāyā avadyati...* が列挙されているもの以外を排除するなら nāṃsayor avadyati...という文章が無意味になるという反対者の主張。* Cf. 辻直四郎『ブラーフマナとシュラウタ・ストラの関係』昭和27年 p. 87 Seq. 6) Mīm では parisaṃkhyā と同義に使用。

又、Kumārila は *parisaṃkhyā* という語について明確に「排除」の意味を持つものと考えており「前接辞の *pari-* が排除 (*varjana*) の意を持つているため、それ (=排除) を対象とする観念が表示されている。」⁸⁾ と述べている。

2. *parisaṃkhyā* の例 (1) *parisaṃkhyā* の例として Mīm 文献にしばしば見出されるのは 〈*pañca pañcanakhā bhakṣyāḥ*〉 (五種の五爪 [獣] は食してよい = 五爪獣の中で五種は食してよい) という文章である⁹⁾。

この文章は第一にもし *vidhi* であるとしたならば、その命令対象は当該の文章によつて初めて知り得られるものであるが、五爪獣を食することは何も当該の文章を俟たずとも、食べたいという自然の欲求によつて成り立つため、当該の文章は *vidhi* であるための条件を満たしていないことになる¹⁰⁾。第二に、もし *niyama* であるとするれば、二つ以上の選択肢が存し、択一的に、一つを取れば他は排されるという関係にあるはずであるが、当該の文章から導き出される選択肢「五種の五爪獣を食すること」と「五種以外の五爪獣を食すること」はそのような関係にないため、*niyama* であるための条件を満たしていないことになる¹¹⁾。従つて、当該の文章は最後に残つた *parisaṃkhyā* であるということになり、「列挙された五種以外の五爪獣を食すること」を排除し、「五種以外の五爪獣は食してはならない」という意味を表示するのである¹²⁾。

元来、*pañcanakhabhakṣaṇa* (五爪獣を食すること) は法律文献 (*Dharmasūtra*, *Dharmasāstra*) 中の *bhakṣya-abhakṣya* (可食・不可食) 論を構成する一項目として存するものであり、Mīm もそれを前提として議論を進めているのであろう¹³⁾。そして法律文献中において、*pañcanakhabhakṣaṇa* が必ず禁止の対象として規定されている点に注意する必要がある。例えば、*Manusmṛti* V. 17 においては明確

cf. Pāṇini II. 2. 54. 7) Śabara 自身このことを明示。Cf. ŚBh ad MS. X. 7. 4: *yathā na gantavyam na bhoktavyam iti ca vispaṣṭam pratiṣedhaḥ, evaṃ parisaṃkhyāyām pratiṣedhaḥ syāt*; ŚBh ad MS X. 7. 28: *kiṃ tu parisaṃkhyayā pratiṣedhaḥ syāt yathā pañca pañcanakhā bhakṣyā iti...* 8) TV I. 2. 32: p. 52: *parisaṃkhyeti parer varjanārthatvāt tadviṣayā buddhir abhidhiyate*. 9) Mīm 文献では ŚBh ad MS X. 7. 28 に初出。正確な出典は不明。Cf. *Mahābhāṣya*, ed. by E. Kielhorn, Poona 1962, vol. I, p. 5: *pañca pañcanakhā bhakṣyā ity ukte gamyata etad ato 'ṅge 'bhakṣyā iti*; *Arthasaṃgrahakaumudī of Rāmeśvara*, ed. by D. V. Gokhale, Poona 1932, p. 107: *pañca pañcanakhā bhakṣyā kṣatreṇa rāghava, śalyakaḥ śvavidho godhā śaśaḥ kūrmaś ca pañcamah* (Rāmāyaṇa Kiṣkindhā, 17. 39) 10) A(rtha) S(aṃgraha), ed. by A. B. Gajendragadkar & R. D. Karmarkar, Poona 1934. pp. 43-46; MNP § 242-244. 11) AS. p. 220; MNP § 244. 12) MNP § 244. 13) Kumārila は当該の文章

に *pañcanakhabhakṣaṇa* を禁じ、然る後に、V. 18 において例外としてヤマアラシ、ハリネズミ、大トカゲ、サイ、カメ、野ウサギを列挙している¹⁴⁾。禁止の対象となる五爪獣は上掲のものを除いた凡てということになるが、具体例として、例えば *Medhātithi* はサル、ジャッカルを掲げ¹⁵⁾、*Viñāneśvara* はイヌ、ネコ、サルを掲げている¹⁶⁾。以上の諸点を要約すると、当該の文章は表向き「ヤマアラシ、ハリネズミ等の五種の五爪獣」を食してよいという指示を与えているように見えながら、実際は列挙されていないイヌ、ネコ、ジャッカル等を食してはならない、という指示を与えていることになる。

(2) *parisaṃkhyā* のもう一つの例として *〈imām agr̥bhṇan ṛtasyety aśvābhidhānīm ādatte〉*¹⁷⁾ (「この正義の手綱を取れり」と言つて馬の手綱を取る) という文章がしばしば示される。*Agnicayana* 祭を行なうに当つて祭壇構築用煉瓦の材料にする粘土を運ぶ儀式があり、馬と驢馬が使用される。上掲の文章はこれに関連したものであるが、*〈imām agr̥bhṇan ṛtasya〉*¹⁸⁾ という *mantra* 部分は単に手綱に言及しているのみであつて、馬にも驢馬にも触れていない。それに対し、*〈.....ity aśvābhidhānīm ādatte〉* という *brāhmaṇa* 部分が馬の手綱を取る時のみ当該の *mantra* を唱えることを示すのである。*Mīm* ではこれを「驢馬の手綱〔を取る時に *mantra* を唱えること〕」を排除していると解釈している¹⁹⁾。

3. 問題点 周知の如く法律文献の注釈家たちは、法律規定の解釈に当つてしばしば *Mīm* の聖典解釈の法則を借用しているが *parisaṃkhyā* という語をやはり「排除」の意味で用いている²⁰⁾。特に、*Medhātithi* は *vidhi*, *niyama*, *parisaṃkhyā* に対する *Kumārila* の定義をそのまま引用している²¹⁾。しかし、特定の法律規定についてそれが果して *vidhi*, *niyama*, *parisaṃkhyā* のいずれであるかを判定するのは困難であつたらしく、しばしば注釈家間に論争が行われている。

を *smṛtinyāya* と呼ぶ (TV I. 3.24: p. 185)。14) *Gurumaṇḍalagranthamālā* 24, Calcutta 1976, p. 484 Cf. *Āpastamba DhS* I. 5. 17. 37; *GhS* II. 8. 27; *BDhS* I. 5. 152; *VāsiṣṭhaDhŚ* 14. 39; *Viṣṇu DhS* 51. 6; *Yājñavalkya* I. 177. 特に *Viṣṇu DhS* 51. 6: *śaśakaśalyakagodhākhaḍgakūrmavarjaṃ pañcanakhamāṃsāsāne saptarātram upavaset*. なお必ずしも 5 種列挙とは限らず、6 種以上の場合もある。15) *Medhātithi ad Manu*. V. 17. *Gurumaṇḍalagranthamālā* 24, p. 484. 16) *Vijñāneśvara ad Yājñavalkya* I. 177 *NSP Bombay* 1949 p. 59. 17) *T(aittivira) S(amhitā)* V. 1. 2. 1. 訳は北川秀則「*Arthasaṃgraha* 和訳解説 II」(『名大文学部 20 周年記念論集』1968, p. 12) によるが諸家の間に相違が見られる。18) *TS* IV. 1. 2. 1 Cf. *M. Bloomfield, A Vedic Concordance*. HOS. 10, p. 34. 19) *MP*. p. 7. 20) *Vijñāneśvara ad Yājñavalkya* I. 81, pp. 24-26; *Medhātithi ad Manu* III, 45: pp. 259-262. 21) cf. *Medhātithi*. p.

例えば、種々の法律文献の *gr̥hasthadharma* もしくは *prāyaścittadharma* を説く箇所に *ṛtukālābhigama* (*ṛtu-kāla* 即ちメンス開始日から始まる妊娠可能とされる時期に妻と交わることを示す規定が存し²²⁾、この規定が *vidhi*, *niyama*, *parisaṃkhyā* のいずれであるかを注釈家たちは熱心に論じていた。自然の性的欲求というものが存するため、*vidhi* でないという点には異論がないのであるが、残り二者の内のいずれかという点については大きく見解が分かれていたらしい。*Kullūka*²³⁾、*Vijñāneśvara*²⁴⁾ 等は *parisaṃkhyā* には三種の欠点が付随するとして、*niyama* 説を採用している。

parisaṃkhyā に三種の欠点が付随するという見解はもともと *Mīm* でも承認されていることであり、*ŚBh* 以来 (*śrutahāni*)²⁵⁾ (直接表示されている意味の放棄)、(*aśrutakalpanā*)²⁶⁾ (直接表示されていない意味の想定)、(*prāptabādha*) (自然に導き出される事柄の除去) が掲げられている²⁷⁾。これらの欠点は、問題とされる文章が「排除」の機能を持つとされながら、「排除」を示す *eva* もしくは否定辞 *na* を持たないため²⁸⁾ 間接表示に頼らざるを得ないという点に由来する。これは *śruti* (直接表示) を *lakṣaṇā* (間接表示) よりも優先させるという *Mīm* の聖典解釈の公理に反することになるため²⁹⁾、必然的に *parisaṃkhyā* は可能な限り回避されるべきであるという結論が導き出されるのである³⁰⁾。

261; MNP § 241. 22) *ĀpastambaDhS* II. 1, 1, 7; *GautamaDhS* I. 5. 1; *BaudhāyanaDhS* IV. 1. 21; *VāsiṣṭhaDhS* VIII. 17; *Manu* III, 45; *Yājñavalkya* I. 79; *VaikhānasaDhS* III.1.5. 特に *GDhS* I. 5. 1 *ṛtāv upeyāt* を諸注釈家は引用。23) *Manvarthamuktāvalī* ad *Manu* III. 45, *Kaśi Skt. Ser* 114, p. 110. 24) *NSP*. p. 25 cf. 注 22)。25) or *svārthāni*, *svārthahāna*, 26) or *parārthakalpanā*, *asvārthaparigraha*. 27) *ŚBh* ad *MS* I. 2. 31; III. 7. 33; VI. 1. 8; VI. 4. 7; X. 5. 54; X. 7. 5; X. 7. 29 etc. これら以外に *tridoṣa* とのみ言う場合も多い。なお *pañcanakhabhākṣaṇa*=*śruta*, *pañcātiriktapañcanakhabhākṣaṇanivṛtti*=*aśruta*, *pañcātiriktapañcanakhabhākṣaṇa*=*prāpta* (MNP, § 246.) 28) Cf. MNP § 246: *itaranivṛttivācasyābhāvāt*. MNP 等後期綱要書は *parisaṃkhyā* を *śruti*, *lakṣaṇikī* に二分。本稿の扱う問題は後者に限定されている。29) Cf. 拙稿「*niṣādashapatinyāya*」印仏研 24-2, pp. 162-163 及び n. 12. 30) *Śabara* は *vidhi* を *parisaṃkhyā* に優先させる趣旨のことを述べている。See *ŚBh* ad *MS* VI. 4. 7: *vidhiparisaṃkhyāsaṃśaye vidhir jyāyān. tatra svārthe śābdaḥ. parisaṃkhyāyāṃ trayo doṣāḥ—svārthahānam asvārthaparigrahaḥ prāptabādhaśceti*.

補注) *M(īmāṃsā) S(ūtras)* of *Jaimini* with *Ś(ābara) Bh(āṣya)*, *T(antra) V(ārttika)* and *Tuṭṭikā*, *Ānandāśrama Skt. Ser.* 97. Poona, 1970.